

# 犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和4年2月25日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信	2番	高木 正己	
3番	小澤 正明	4番	日比野 真里	欠席
5番	吉原 範明	6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己	8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 讓	10番	松山 運美	欠席

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	武内 雅洋	次長	欠席
統括主査	宮田 隆志	書記	杉渕 詩織
書記	渋田 訓史		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、吉原副会長が議長席につき、8名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

1番	今井 高信	2番	高木 正己
----	-------	----	-------



議長

それでは議案一覧表に基づき、第5号議案から第11号議案を上程します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書1ページをご覧ください。第5号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

#### 【議案説明】

①譲り受け人は [ ] に居住し、水稻と畑を耕作しています。申請地は道路に接していない農地で、耕作が困難であるため、申請地隣地で耕作している譲り受け人と譲渡の話がまとまったため本申請となりました。自作地は適正に管理されております。耕作について意欲的なため許可相当であると見込まれます。

#### 【議案説明】

②譲り受け人は①の案件と同じ方です。[ ] に居住し、水稻と畑を耕作しています。譲り渡し人は遠方に居住しており、営農を続けることが困難なため、譲渡を考えていたところ、申請地近くの農地の耕作者である申請者と譲渡の話がまとったため本申請となりました。自作地は適正に管理されております。耕作について意欲的なため許可相当であると見込まれます。

議案書3ページをご覧ください。第6号議案、農地法第4条の規定による許可申請書意見決定についてです。

#### 【議案説明】

①申請者は [ ] に居住しております。申請者の父親が長年にわたり耕作をしていた申請地は、父親の死後、耕作不能となり、住宅敷地として管理していくため本申請となりました。汚水の排水はありません。雨水は敷地内で処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面⑫番、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で第3種農

地に該当します。許可基準は裏面右側⑩番、許可をすることができるに該当します。

#### 【議案説明】

②申請者は現在 [REDACTED] に居住しております。申請地東側に隣接する [REDACTED] に居住しておりますが、建物の老朽化に伴い、母屋の建て替えを検討したところ、[REDACTED] の土地の接道幅が接道要件を満たさないことがわかり、進入路部分を拡幅し接道要件を満たすため本申請となりました。また、申請地の一部は、数年前より農業用倉庫の出入り口部分として利用していたため、始末書が添付されております。汚水の排水はありません。雨水は敷地内で処理します。一体利用地の汚水、雑排水は農業集落排水へ接続し、雨水は集水樹にて集水し、自己所有地内の北側側溝を経由して西側道路側溝へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑦番エー(ア) - b - (a) の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10 ha 未満である農地で第2種に該当します。許可基準は裏面右側⑩番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続いて議案書 5 ページをご覧ください。第7号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

#### 【議案説明】

①申請者は、平成29年に設立された診療所を営む医療法人です。在宅医療と外来診療を行うことで、利用者は住み慣れた自宅や地域での暮らしを続けることが可能となりました。現在の診療所は賃貸で運営しており、15名のスタッフが勤務し、事務所、診察室、物品の保管庫等で手狭となり、今後の業務に支障をきたす状況となつたことから、本エリアに新たな診療所を建築する計画となりました。本申請地となる診療所隣接地に駐車場を設けることで患者が道路を横断せず安全に往来できるようになることから、駐車場を建設するため本申請となりました。汚水の排水は

ありません。雨水は敷地内で処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面⑫番、街区に占める宅地の割合が40%を超えていいる区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は裏面右側⑯番、許可をすることができるに該当します。

議案書の7ページをご覧ください。第8号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

#### 【議案説明】

申請地は、北斜面で日当たりが悪く農地には適しておらず、また所有者が遠方に居住していることから農地の管理ができなくなりました。現地は草木が生い茂り農地として再生困難な状態です。2月24日に事務局と城東地区今井担当の小澤農業委員、奥村推進委員で現地を確認し、周囲の現況等を確認しました。現地調査の結果、現地は竹や草木が繁茂し、耕作も不可能であるため、非農地であることが見込まれます。

続いて議案書の9ページをご覧ください。第9号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

今月の案件は、105件です。すべて農地中間管理機構への利用権設定となります。1番から21番が犬山地区、22番から74番が城東地区、75番から96番が羽黒・池野地区、97番から105番が楽田地区の案件となります。

続いて議案書の45ページをご覧ください。第10号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出についてです。

こちらは先ほどの第9号議案で農地中間管理機構に貸し付けた農地をどのように扱い手に配分するかを示した計画です。

46ページから48ページが

[REDACTED] 氏、49・50ページが [REDACTED] 氏、51ページが  
[REDACTED] 氏、52ページが [REDACTED] 氏、53ページが [REDACTED] 氏、  
54ページが [REDACTED] 氏、55ページが [REDACTED] 氏、56ページ  
から60ページが [REDACTED] 氏、61ページが [REDACTED] 氏、62ページ  
が [REDACTED] 氏、63・64ページが [REDACTED] 氏、65ページが [REDACTED]  
[REDACTED] 氏、66ページが [REDACTED]  
氏、67ページが [REDACTED]  
68ページが [REDACTED] 氏への配分計画案です。

続いて議案書の69ページをご覧ください。第11号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定についてです。

#### 【議案説明】

①事業計画者は [REDACTED] で診療所を開設しております。現在の施設は以前から患者用、従業員用、薬剤等の搬入車両などの駐車スペースが不足しており、一昨年からの新型コロナウイルス感染拡大の影響で、患者は診療までの待ち時間を車中で待機してもらう機会が増えたことにより、さらに駐車場が不足している現状です。また、診療所施設においても個々のスペースがソーシャルディスタンスを取りづらい規模であるため、現在の規模より拡大した敷地での診療所の開設が必要です。今回、診療所を開設するにあたり、[REDACTED] に接し、上水道及び下水道も完備されていることから診療所建設には最適な土地と考え当該申出地を選定しました。

#### 【議案説明】

②事業計画者は薬局の経営、医薬品販売、医療用品販売、介護用品販売等の事業を営む法人で、県内で18店舗調剤薬局を運営しています。当該申出地周辺には住宅の他、社会福祉施設がありますが、調剤薬局が不足している状況です。

今回、調剤薬局を開設するにあたり、[REDACTED] に接し、交通の利便性が良く、敷地の規模についても十分な駐車ス

ペースが計画でき、あわせて、隣接地に診療所の建設が計画されており、併設の調剤薬局として患者の利便性の向上が図れます。また、上水道及び下水道も完備されていることから調剤薬局建設には最適な土地と考え当該申出地を選定した。

【議案説明】

③事業計画者が運用している携帯電話サービスは社会における最も身近な通信手段であり、生活に欠かせない存在となっています。また、災害時においても利用ができるよう、携帯電話無線基地局の設置が進められています。申出地においても携帯電話の利用者が多く、通話エリアの拡充並びに通話品質の向上について、利用者から強い要望が寄せられたため携帯基地局増設の計画となりました。

議長 ただいま事務局から、第5号議案から第11号議案までの説明がありましたがあ、これについて、質問、意見等はございますか。

小澤委員 変更申出一覧の方ですが、令和4年4月案件ってあります。この4月というのは何を指しているでしょうか。

事務局 小澤委員の質問に答えさせていただきます。  
令和4年4月案件というのは、愛知県へ協議をかけるタイミングが4月になるものですから、令和4年4月案件という形で記載しております。

農業委員会で意見をいただくのは、県の協議の2ヶ月前になりますが、そこで出た意見を踏まえた上で愛知県と協議をしていく、そういう流れになっております。

小澤委員 次に7ページから8ページの非農地証明の関係ですが、24日に現場を見てきたんですが、現場には笹竹がありました。こういった場所を非農地にする場合のマニュアルまたは、基本的な決め方があれば説明をお願いします。

事務局

事務局より回答させていただきます。

非農地の判定については、国の方から通知が出ております。今回の申請地は笹が生い茂っているんですけど、笹というのは地下に根っこが張り巡らされておりますので、普通にトラクターとかで起こした程度では復旧が困難な状況になります。そういった普通の農業機械で、復旧できないものについては、非農地判定ができるということで国の方から通知されております。

小澤委員

申請地は道路に接していますので、市道の場合は市道へ笹がこないよう、ある程度、1メートルぐらいの幅を刈ってもらうとかいうことをしてみたいなんですが、ここについてはそういうお願いを新しい権者にも話されてますでしょうか。それともこの際、非農用地だからそういった話はしない等、そういう考えはありますでしょうか。

事務局

回答させていただきます。

当然、山林とか原野というような形で地目が変わると思います。当然山林とかになったとしても、所有者さんというのは、自己の所有地として適正に管理をしなければいけませんので、当然公衆用道路とかに、枝や竹とともによく倒れたりすることがあるんですが、そういったものは所有者さんとして適正に管理をしなければいけません。現在も道路側のところは、刈り込んでありますが、今後も引き続き、農地でなくなつたとしても所有者さんとしては管理をする必要があります。もしそういう管理がなされず道路の方に迷惑がかかることがあれば、道路の担当部局の方から、所有者さんの方に指導がされるという見込みであります。

小澤委員

この■さんという方は、今回の事案について相当関わってみえますが、五反以上もいっぺんに取得して、また非農地を取得して、今後管理は適正にされるかどうか農業委員会として考えてみえますか。農地については当然、どういうふうに管理するか確認

しなきやいけないんですが、非農地になったものについてはどうなのがご説明をお願いします。

事務局 説明させていただきます。

この非農地の案件につきましては、所有者がずっと耕作ができない状態で放置されていたところで、農地に復旧して耕作が難しい場所ということで、今回申請が上がっておりまます。■氏の方へ確認している状況としましては、非農地のところについては、農地として耕作するのが難しいので地目を現状に合わせた状況にした後、農地として取得するところと合わせて、全部を引き取って欲しいと ■氏の方へ話があったとのことです。■氏は現在 ■に居住して、十分な農業機械、また農業の従事日数等もある方になりますので、取得された農地については適切に管理していくことは可能であろうというところで事務局は判断しております。それを踏まえて審議をいただければと考えております。

議長 他にご質問はございませんか。

澤野委員 6番澤野です。

毎月、膨大な数の申請案件が上がって事務局も大変なことだと思っておりますけど、この出てきておる申請案件、以前も聞いたかなと思いますけど、それぞれ現地の確認状況、どのような形でなされているか、簡単にご説明いただけますか。

事務局 農業委員会の総会に出てきた案件についてですけど、申請の締切りは毎月10日としております。毎月10日までに申請があつたものについて、26日前後の総会にかけさせていただくんですが、通常ですと締切り翌日に早い段階で一度現地の方を確認しております。案件によっては、前々から相談があつたりして、事前に現地確認している場合もありますが、基本的には申請が上がってから図面と照らし合わせ現地確認を行っております。

議長 他にご質問はございますか。  
他に質問、意見がないようでございますので、ここで地区審議をお願いしたいと思います。

午後2時45分 地区審議

午後3時00分 開議

議長 ただいまから総会を再開させていただきたいと思います。

それでは、第5号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1番と2番について城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。1番及び2番について地区審議の結果、可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第5号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

#### 【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。  
続きまして、第6号議案、農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番と2番について羽黒・池野地区お願いします。

吉野委員 8番吉野です。整理番号1番について、地区審議の結果、可といたします。

澤野委員 6番澤野です。整理番号2番について、地区審議の結果、可と

いたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第6号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続きまして第7号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番について羽黒地区お願いします。

吉野委員 8番吉野です。整理番号1番について、地区審議の結果、可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第7号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第8号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願の証明について、意見の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。2月24日に職員の方と現地を確認しまして、許可することが相当であるということに決定しました。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第8号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続きまして第9号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1番から21番について犬山地区お願ひします。

今井委員 1番今井です。1番について可といたします。

議長 22番から74番について城東地区お願ひします。

小澤委員 3番小澤です。22番から74番について、地区審議の結果、可といたします。

議長 75番から96番について羽黒・池野地区お願ひします。

吉野委員 8番吉野です。75番から87番について地区審議の結果、可といたします。

澤野委員 6番澤野です。88番から96番について地区審議の結果、可といたします。

議長 97番から105番について楽田地区お願ひします。

伊藤委員 9番伊藤です。97番から105番について地区審議の結果、可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第9号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第10号議案に入りますが、本議案には高木委員と寺澤委員、伊藤委員が申請者となっている案件がありますので、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」により、しばらくの間ご退席をお願いします。

また、楽田地区の松山委員が欠席ですので、楽田地区の地区審議の結果発表は、代わりに中立委員の小澤委員にお願いします。

それでは、第10号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出について、意見の決定を求めます。1番から21番について、犬山地区お願いします。

【高木委員退席】

今井委員 1番今井です。1番から21番について、地区審議の結果、可と認めます。

【高木委員着席】

議長 22番から74番について、城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。22番から74番について、可といたします。

【寺澤委員退席】

議長 75番から96番について、羽黒・池野地区お願いします。

吉野委員 8番吉野です。75番から86番について地区審議の結果、可といたします。

澤野委員 6番澤野です。87番から96番について地区審議の結果、可といたします。

【寺澤委員着席、伊藤委員退席】

議長 97番から105番について、楽田地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。97番から105番について可といたします。

【伊藤委員着席】

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第10号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定しでよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第11号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。

1番と2番について、犬山地区お願いします。

今井委員 1番今井です。異議なしのため可とします。

議長 3番について羽黒地区お願いします。

吉野委員 8番吉野です。地区審議の結果、可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第11号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 報告事項についてご説明します。

議案書の70ページをご覧ください。報告第3号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は1件です。

議案書の72ページをご覧ください。報告第4号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は6件です。報告事項については以上です。

議長 報告について、ご質問などありましたらお話ください。

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました議案は全て終了しました。

これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。